

## 公告

### 南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第91条の規定により、公告する。

平成29年12月22日

南三陸町長 佐藤 仁

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件名 平成29年度南三陸町庁内LAN端末賃貸借（その2）
- (2) 納入場所 南三陸町役場
- (3) 賃貸借期間 平成30年3月1日から平成35年2月28日まで
- (4) 賃貸借物件 ノート型パソコン70台

#### 2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に本社、支店、営業所等（支店、営業所等の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のあること。）のいずれかを有し、南三陸町財務規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 過去に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注したパソコン50台以上の賃貸借を受託し、完了した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (4) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (5) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）を遵守すること。

#### 3 入札手続等

- (1) 入札参加申請書類の交付等

##### ア 交付期間

平成29年12月22日（金）から平成30年1月5日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午か

ら午後1時までの時間帯を除く。)

- イ 交付場所  
南三陸町企画課

(2) 設計図書の見学

- ア 期間  
平成29年12月22日(金)から平成30年1月12日(金)までの間の午前9時から午後5時まで(ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。)

- イ 場所  
南三陸町企画課

- ウ 質問  
設計図書について質問がある場合は、備付けの質問書に記入し、平成30年1月9日(火)までに南三陸町企画課へ提出すること。

- エ 回答  
平成30年1月12日(金)から同17日(水)までの期間の午前9時から午後5時までの間、南三陸町企画課における見学による。

- オ 設計図書等の交付  
貸出しによる。ただし、貸出し時間は2時間以内とする。

(3) 入札執行の日時及び場所

- ア 日時  
平成30年1月18日(木)午前10時から

- イ 場所  
南三陸町役場3階会議室

4 入札参加者資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加しようとする者(以下「入札参加申請者」という。)は、次に掲げる書類を正副2部(ウを除く。)を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

- ア 制限付き一般競争入札参加申請書
- イ 類似業務の実績調書
- ウ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒(1通)

(2) 受付期間及び場所

- ア 期間  
平成29年12月22日(金)から平成30年1月5日(金)ま

での午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

#### イ 場所

南三陸町企画課

- (3) 入札参加資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、平成29年1月16日（火）までに通知する。
- (4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、書面により、認められなかった理由の説明を求めることができる。

### 5 入札方法等

- (1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。
- (2) 入札金額の記載に当たっては、入札書に記載した金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
。
- (3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

### 6 入札保証金

入札者は、南三陸町財務規則第92条の規定により、入札金額の100分の5以上の金額又は同条第2項に定める担保を納付すること。ただし、同規則第93条の規定に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除できるものであること。

### 7 入札の無効等

- (1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入らなかった者は、失格とする。
- (2) この公告に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札及び南三陸町財務規則第95条に該当した入札は、無効とする。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

### 8 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をした者とする。

- (2) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

9 契約保証金

落札者は、南三陸町財務規則第105条の規定により、契約金額の10分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第106条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除できるものであること。

10 その他

その他不明な点については、当町担当に照会すること。

南三陸町企画課 担当者 松本

電話 0226-46-1371 (企画課直通)

FAX 0226-46-5348 (企画課フロア)